テーマ番号 1	今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
概要(目的)	社会保障審議会障害者部会の報告書においては、地域における相談支援体制の強化、ケアマネジメントや自立支援協議会の充実について検討を進めていくこととされている。また、障害者のケアマネジメントの前提として、個々の状態像から支援の必要性を的確に推定することも重要である。 このようなことから、現在の状況分析に基づく具体的な課題の明確化や相談支援を行う者の育成のあり方等についての調査研究を行う。
実施主体	O 都道府県、市町村 O 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>① 総合的な相談支援体制を充実させていくための拠点的な機関の設置や事業者間の連携方法など、地域における相談支援体制のあり方に関する調査研究事業</li> <li>② 質の高いケアマネジメントを行うとともに、支給決定プロセスに反映していくための手法の調査研究事業</li> <li>③ 相談支援従事者初任者(現任)研修の効果的な実施方法など、人材の育成や活用に関する調査研究事業</li> <li>⑤ 障害児者の権利擁護や虐待の防止に関する調査研究事業</li> <li>⑥ 障害者の状態像に応じた標準的な支援の必要性の客観的評価に関する調査研究事業</li> <li>⑦ 医療ニーズの高い精神障害者等のケアマネジメントにおける福祉・医療の連携を推進する部署・機関等の構築や人材の育成等に関する調査研究事業</li> <li>⑧ 発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方(人材育成、地域連携体制など)に関する調査研究事業</li> <li>⑨ 発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方(人材育成、地域連携体制など)に関する調査研究事業</li> <li>⑩ 精神障害者・発達障害者等やその家族を、ピアサポートを行う人材として養成するための調査研究(当事者の雇用を図るための研究を含む。)</li> <li>⑪ その他今後の相談支援のあり方について研究する事業</li> </ul>
その他	<ul><li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li><li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li><li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li><li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li></ul>
問い合わせ先	障害福祉課 相談支援係(内線3149)・・・・①~⑤、① 精神・障害保健課 障害保健専門官(内線3064)・・⑥~⑩

テーマ番号 2	障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
概要(目的)	障害者の地域生活への移行、自立支援を一層促進するため、障害特性や利用者のニーズを踏まえたサービス向上のための調査研究や、事業者のスキルアップのためのプログラム開発等を支援することを目的とする。
実施主体	<ul><li>○ 対象サービスを実施する事業者</li><li>○ 社会福祉法人、公益法人等の団体</li><li>※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネットワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。</li></ul>
事業内容	<ul> <li>訪問系サービスを実施している事業者等が実施する、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の移動時の支援に係る新たなサービスの対象者の範囲、支援内容、従業者の要件等に関する調査研究事業</li> <li>行動援護の従業者等の質の向上を目指した研修プログラムの開発、その他行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究事業</li> <li>障害者支援施設等における以下の取り組み・効果的なユニットケアについての調査研究事業・従事者のスキルアップ、キャリアアップをサービスの質の向上に繋げるための調査研究事業・個別支援計画に基づき利用者の意志及び人格を尊重した効果的なサービスを提供するための調査研究事業</li> <li>訪問による自立訓練や宿泊型自立訓練を活用した効果的自立訓練の実施方法、障害者の外出のための訓練ニーズへの的確かつ効果的な対応に関する調査研究事業</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> </ul>
問い合わせ先	障害福祉課 訪問サービス係 (内線3038)…①、② 福祉サービス係 (内線3036)…③ 地域移行支援係 (内線3044)…④

テーマ番号 3	障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連 携のあり方等に関する調査研究事業
概要(目的)	社会保障審議会障害者部会において、「福祉施策における就労 支援について労働施策からみた場合の位置付けや課題、A型に おける雇用契約と利用契約の関係、在宅就労の在り方も含めた、 障害者の就労支援に関する福祉施策と労働施策、教育施策との 関係のあるべき方向について、今後とも更に検討していくべき である」との指摘があり、そのための調査、研究開発等を行う。
実施主体	O 都道府県、市町村、社会福祉法人、公益法人等の団体 ※単独団体による調査研究事業も可とするが、地域支援ネッ トワークを構成する複数事業者での共同研究が望ましい。
事業内容	<ul> <li>福祉施策における就労支援について、労働施策からみた場合の位置付けや課題に関する調査研究事業</li> <li>A型における雇用契約と利用契約の関係に関する調査研究事業</li> <li>在宅就労の在り方に関する調査研究事業</li> <li>障害者の就労支援に係る福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方に関する調査研究事業</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> </ul>
問い合わせ先	障害福祉課 就労支援係 (内線3045)

テーマ番号 4	就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
概要(目的)	就労系事業所への発注促進について、企業等からの需要の掘り起こしや、個々の就労系事業所では単独で受注が困難な、企業等からの大口発注について、法人を超えて複数事業所が地域で連携を図ることで大口発注に対応することができないか、地域における受注システムや流通システム等について調査研究を行う。
実施主体	<ul><li>○ 都道府県、市町村</li><li>○ 社会福祉法人、公益法人等の団体</li></ul>
事業内容	<ul> <li> 就労系事業所への発注を促進する手法について、次の事項に関する調査研究事業</li> <li>・ 全国の事業所の生産状況を把握するとともに、企業等からの大口顧客のニーズ分析</li> <li>・ 法人を超えた複数事業所が地域で連携を図るために必要となる条件(受注システムや流通システム等の分析)</li> </ul>
その他	<ul><li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li><li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li><li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li></ul>
問い合わせ先	障害福祉課 就労支援係 (内線3045)

テーマ番号 5	障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
概要(目的)	「障害児支援の見直しに関する検討会」及び「社会保障審議会障害者部会」の報告書において「障害児通園施設の一元化」、「入所施設の一元化」の方向性が示された。こうした動向を踏まえ、通園施設については、平成20年度同プロジェクトにおいて知的障害、肢体不自由、難聴の各障害児通園施設の一元化と児童デイサービスのあり方等について調査研究を行っているところ。 一元化を円滑に行うため、今後さらにそれぞれの施設の持つ専門性を維持しつつ、障害特性に応じた適切な発達支援のための職員の専門性の向上が重要である。このため、新たな障害児施設を念頭において職員養成のための研修カリキュラム並びに研修テキストの作成、及び検証のための模擬研修を行う。 また、新たな障害児施設におけるサービス管理責任者のあり方等について検討を行う。
実施主体	〇 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>○ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成研修に関する調査研究事業</li> <li>・ 新しい障害児施設の機能に応じた職員養成のための研修カリキュラムの作成</li> <li>・ 研修カリキュラムに則った研修テキストの作成・ 研修カリキュラムに則った模擬研修会の実施</li> <li>○ サービス管理責任者のあり方に関する調査研究事業</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> </ul>
問い合わせ先	障害福祉課 障害児支援係 (内3037)

テーマ番号 6	障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
概要(目的)	入所施設や精神科病院等に入所・入院している者が地域生活に移行するためには、移行に向かうための支援を行うと同時に、移行後の受け入れ体制を整備することが重要である。 そのため、障害児者が地域で安心して、継続的に生活を送るため、 どのような支援が必要かについて調査研究を行う。
実施主体	O 都道府県、市町村 O 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>① 障害児者を地域生活へ移行させるための住宅確保や就労支援などの支援方策や再入所・再入院を防止するための支援方策に関する調査研究事業</li> <li>② 重度の障害者や身体障害者が地域移行する際の受け皿としてのグループホームやケアホームにおける機能と支援方法に関する調査研究事業</li> <li>③ 罪を犯した障害者等に対する支援のあり方に関する調査研究事業</li> <li>④ 地域におけるサービス事業者等の連携による地域生活支援のあり方に関する調査研究事業</li> <li>⑤ 質の高い個別支援計画の作成手法やそれを作成するサービス管理責任者の人材育成等に関する調査研究事業</li> <li>⑥ 精神障害者等の退院・退所を支援する地域移行推進員等の育成に関する調査研究事業</li> <li>⑦ 行政機関における精神保健福祉活動の検証と既存機能の効果的活用に関する調査研究事業</li> <li>⑧ 発達障害の特性を踏まえた地域生活移行に関する調査研究事業</li> <li>⑧ 発達障害の特性を踏まえた地域生活移行に関する調査研究事業</li> <li>⑨ 医療観察法対象者の社会復帰に関する先駆的実践事業</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> </ul>
問い合わせ先	障害福祉課 地域移行支援係 (内線3044)・・・・①~⑤ 精神・障害保健課 障害保健専門官 (内線3064)・・④~⑨

テーマ番号 7	精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
概要(目的)	精神障害者の重症化防止、退院促進、円滑な地域移行や地域生活 継続のための支援を推進するに当たっては、特に精神科医療の機能 強化が鍵となっている。 重症化防止のためには、特に治療を受けていない患者への支援の 導入が必要であり、患者への啓発、アウトリーチを含めた医療への アクセスの改善が求められる。地域移行や地域生活継続のためには、 地域生活の前提となる在宅・通院医療の充実が重要である。更に、 精神科医療の各領域における質の向上のための効果的な方策を講じ ることが求められている。
実施主体	○ 都道府県、市町村 ○ 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>○ 思春期患者等に関する精神疾患の早期発見、医療への円滑な導入の実践に関する調査研究</li> <li>○ 未受診または受診中断中の精神疾患患者への、医療等の支援体制の構築に関する調査研究</li> <li>○ 訪問診療、訪問看護、精神科デイ・ケア等在宅医療、通院医療の充実に関する調査研究</li> <li>○ 精神科救急医療、身体合併症医療、児童思春期精神科医療等に関する機能評価及び質の向上に関する調査研究</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> </ul>
問い合わせ先	精神・障害保健課 障害保健専門官(3064)

テーマ番号 8	適切な福祉用具(支援機器)の開発・持続供給及びその活用による 費用対効果等に関する調査研究事業
概要(目的)	障害者の日常生活や社会参加については、福祉用具(支援機器)の活用が大きな役割を果たしている。福祉用具は単に障害者の機能を補うのみでなく、活用することによって社会コストの削減につながると考えられる。また、補装具の支給については、更生相談所等による判定等の手続が必要となるが、判断に迷うケースも少なくないのが実状である。  支援機器の研究・開発において、当事者及び関係者(以下「ユーザ側」という。)と研究開発企業や研究機関(以下「モノつくり側」という。)の情報交流が不十分なことにより、機器の目標課題の絞り込みや機器設計に必要なデータ採取が不十分と思われるケースが多々ある。これらの解決のため、ユーザ側とモノつくり側との情報共有)が重要である。さらに、当事者に有用な機器を適切な状態・価格で持続供給できる体制が必要である。これらの課題に取り組み、障害者への福祉用具の適切な供給に資するための調査研究を行う。
実施主体	O 都道府県、市町村 O 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>○ 具体的な機器の目標設計値、その機器の製作・供給コストと有用性(コストベネフィット)の評価、必要とする利用者数の見積もりなど定量的なデータ及びユーザ側とモノつくり側など当事者と多職種の望むべき連携のあり方などに関する調査研究。</li> <li>○ 福祉機器の使用状況(機器の稼働率とその要因分析など)に関する調査研究</li> <li>○ 特例補装具の判定事例や困難事例の分析、事例集の作成等に関する調査研究</li> <li>(調査研究の具体例)</li> <li>・ 情報家電等を活用したロボットハウスの可能性の提案:多職種により今の技術で可能な障害者向けの自立支援住宅に関する調査研究</li> <li>・ 障害者の自宅でのインターネット使用状況や障害者がインターネットを使用しやすいサイトの作り方に関する調査研究</li> <li>・ 支援機器に関するユーザ側とモノ作り側の連携システムのあり方に関する調査研究</li> <li>・ 支援機器の具体的課題を明らかにし、解決方策の提案を行うための調査研究(様々な専門職より構成されたチームによる検討)</li> <li>・ 支援機器(未開発のモノ含む)の市場予測等に関する調査研究</li> </ul>
その他	<ul><li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li><li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li><li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li><li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li></ul>
問い合わせ先	自立支援振興室 社会参加支援係 (内線3089)

テーマ番号 9	障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
概要(目的)	<ul> <li>○ 障害者の芸術文化活動、特に美術作品については、個性的な作品等の展示機会の増加などとともに関係者の関心も高まってきている。</li> <li>○ しかし、そうした活動も一部の先駆的な福祉施設等におけるものというのが現状である。</li> <li>○ 障害者の芸術文化活動を通じた自立と社会参加を更に促進するため、美術館関係者や専門家等の協力を得ながら、福祉施設等における活動の推進や関係者間の連携づくりに関する調査研究を行う。</li> </ul>
実施主体	O 都道府県、市町村 O 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>○ 福祉施設等における芸術文化活動の啓発など裾野を広げるための検討</li> <li>○ 学芸員等との連携による福祉施設等における芸術文化活動の指導員の育成や関係者間のネットワークづくりなどの検討</li> <li>○ 障害者の芸術文化活動を通じた新たな就労形態としての可能性の検討(仕組みづくり、市場開拓など)</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> <li>○ 調査等にあたっては、3障害を対象とするが、特定の障害種別についての取組も可とする。</li> <li>○ 調査等の対象範囲は、施設等に限定せず、在宅の障害者も含めること。</li> </ul>
問い合わせ先	自立支援振興室 社会参加支援係 (内線3079)

テーマ番号 10	地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研 究事業
概要(目的)	地域生活支援事業は、各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することができる仕組みとなっており、実施主体がこの特性を踏まえ、障害者が住み慣れた地域で安心して地域生活を継続できるよう、創意工夫に基づく効率的・効果的な事業展開が期待されている。この地域生活支援事業は、未だ必須事業が未実施となっている自治体がある一方で、事業量が着実に増加しつつあるなど、サービスの全国的な均てん化を図りつつ、今後とも持続可能な制度として効率的・効果的に実施していくことが求められている。そのため、特に①サービス提供体制が十分でない地域で地域生活支援事業を効率的・効果的に実施する方策を開発するとともに、②地域住民やボランティア団体等と協働して、障害者の地域生活を地域ぐるみで支え合うという意識を醸成することが重要であり、これを具現化するための事業を実施する。
実施主体	O 都道府県、市町村 O 社会福祉法人、公益法人等の団体
事業内容	<ul> <li>次の内容に即した内容をモデル事業や好事例を踏まえて検討する。</li> <li>① 中山間地域等、サービス提供体制が十分でない地域で地域生活支援事業を効率的・効果的に実施する方策を開発する調査研究</li> <li>② 個別給付や地域生活支援事業と組み合わせて障害者の地域生活を支えるインフォーマルなサービスを開発する調査研究</li> </ul>
その他	<ul> <li>○ 対象事業のうち、一又は複数を選択して実施すること。</li> <li>○ 学識経験者等による評価・分析が行われる体制であること。</li> <li>○ 研究結果については、自治体等の関係機関に幅広く提供すると共に研修会の開催等による普及啓発を図ること。</li> <li>○ 個別給付等のサービスで対応できる経費については、対象外であること。</li> <li>○ 調査研究事業の成果が継続的な支援に生かされるよう、都道府県又は市町村以外の者が実施する場合には、自治体の協力が得られること。(意見書を添付することが望ましい。)</li> <li>○ インフォーマルサービスの育成にとどまらず、その活用を図ること。</li> </ul>
問い合わせ先	自立支援振興室 地域生活支援係 (内線3075)